



ウクライナ人道危機救援金の受付期間延長

日本赤十字社では、ウクライナ人道危機救援金の受付期間を延長いたします。

- 受付期間 令和6年3月31日（日）まで（但し年末年始を除く）
- 受付日時 祝日を除く月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 日本赤十字社 群馬県支部 桐生市地区
（桐生市役所 保健福祉部福祉課社会福祉係）
（新里支所 市民生活課福祉係）
（黒保根支所 市民生活課市民サービス係）
- 内容 ウクライナにおける紛争は各地に甚大な被害を及ぼすとともに、国内外に大量の避難民が発生し、停戦の兆しは見えない状況です。今後、支援活動を拡大、充実させ、引き続き広く支援を呼びかけていくために、本救援金の受付期間を延長いたしますので、みなさまの温かいご支援・ご協力をお願いいたします。



【問い合わせ】
保健福祉部福祉課社会福祉係
担当 片山
TEL 0277-46-1111（内線271）